

平成30年 1 月 15 日

鹿児島県における免許外教科担任の現状と縮減に向けた取組等

○ 鹿児島県の特徴（免許許可数が多い公立中学校の状況について）

鹿児島県は南北600kmに及び、学校がある島々が24あり、公立中学校等222校のうち、68校(31%)が離島に、85校(38%)がへき地にある。

小規模校も多く、2学級以下の中学校が29校(13%)、7学級以下では102校(59%)が全体を占めている。

このような状況もあり臨時的任用教員や非常勤講師など外部人材についても確保することが非常に困難である。

① 免許許可の現状について

● 鹿児島県における免許外教科担任許可については、許可の大多数が公立の中学校（特別支援学校の中等部除く。）の教諭である。

● 許可申請されている教科は、以下の教科が大多数を占めている。

中学校・・・技術，家庭，美術，保健体育
高等学校・・・水産，情報

● 免許外教科担任許可の申請理由は、概ね、当該教科の免許状所持者がいないことによるものである。

② 免許許可の基準等に関する取り組み

当県では、平成15年4月1日に「免許教科外教科担任の許可審査基準」を定めている。

● 許可の主な要件

- ・ 免許教科外の教科数が一人当たり2以内
- ・ 授業時数の調整等を目的としていないこと

● 基準に定められた主な留意事項

- ・ 経験年数1年未満の教諭が、免許教科外教科を担当することがないように配慮すること。

③ 採用や人事異動等に関する取り組み

● 「※中学校免許外教科担任解消非常勤講師配置事業」による非常勤講師の配置

● 学校間兼務の発令

● 教員採用における複数免許保有者の優遇措置

※「中学校免許外教科担任解消非常勤講師配置事業」について

本事業は、免許外教科担任解消のために市町村の派遣要請に応じて非常勤講師を派遣するもので、申請のあった学校における学級数及び当該教科免許保有者の有無等に応じて配置人数を判断し派遣する。